医療関係

•	医	療	機	関	の	第	Ξ	者	評	価	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
•	医	療	機	関	経	営	に	株	式	会	社	方	式	を	認	め	る	な	ど	`	経	営	形	態	の	在	IJ	方	の	見	直	U	•	•	•	40
•	医	療	機	関	経	営	に	株	式	会	社	方	式	を	認	め	る	な	ど	`	経	営	形	態	の	在	IJ	方	の							
	見	直	U	(反	対)	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•	•		•	41
•	医	師	等	の	資	格	の	撤	廃	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
•	医	師	等	の	免	許	の	更	新	制	度	の	導	入	•	•		•	•	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
•	医	師	等	တ	臨	床	研	修	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
•	看	護	婦	တ	臨	床	研	修	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
•	在	宅	医	療	促	進	の	た	め	の	看	護	婦	の	業	務	内	容	の	見	直	U		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
•	医	療	分	野	に	お	け	る	労	働	者	派	遣	規	制	の	見	直	U	•	•	•		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
•	管	理	栄	養	±	の	有	効	活	用	の	た	め	の	規	制	緩	和	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
•	病	床	規	制	に	つ	ι١	て				•	•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•						•	•		•	49
•	医	療	の	デ	_	タ	ベ	_	ス	化		ネ	ツ	۲	ワ	_	ク	化	に	つ	ι١	て	•	•	•	•						•	•		•	50
•	医	療	情	報	の	Ι	Т	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
•	カ	ル	テ	•	レ	セ	プ	۲	の	電	子	化	に	ょ	る	医	療	機	関	^	の	情	報	開	示	義	務	づ	け	•	•	•	•		•	52
•	医	療	機	関	の	広	告	規	制	の	緩	和	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	53
•	電	子	化	ੇ	ħ	た	診	療	録	等	の	外	部	保	存	に	つ	ι١	τ			•	•	•	•	•						•	•		•	54
•	レ	セ	プ	۲	の	電	子	媒	体	に	ょ	る	保	存		•	•		•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	55
•	遠	隔	医	療	の	適	用	の	拡	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
•	保	険	者	機	能	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
•	レ	セ	プ	۲	電	算	処	理	シ	ス	テ	۵	に	係	る	個	別	指	定	制	度	の	廃	止	`	審	查	支	払	事	務	の				
	効	率	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
•	社	会	保	険	診	療	報	酬	支	払	基	金	か	5	保	険	者	に	対	U	て	送	付	す	る	レ	セ	プ	۲	の						
	電	算	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
•	社	会	保	険	診	療	報	怬	支	払	基	金	が	行	っ	た	_	次	審	查	の	結	果	の	開	示	•	•	•	•	•	•	•	•		60
•	医	療	に	関	す	る	情	報	公	開	(審	查	支	払	機	関	に	被	保	険	者	の	代	表	を	入	n	る)	•	•	•	•		61
•	健	康	保	険	組	合	の	適	用		給	付	業	務	の	外	部	委	託			•	•	•	•	•	•					•	•		•	62

•	健	康	保	険	法	に	関	す	る	認	可	事	項	の	届	出	事	項	^	の	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
•	保	険	医	の	定	年	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
•	健	康	保	険	組	合	の	継	続	療	養	制	度	の	廃	止	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	65
	任	意	継	続	被	保	険	者	制	度	の	見	直	U	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	66
	老	人	保	健	拠	出	金	算	定	方	法	の	見	直	U	(過	大	過	少	申	告	の	基	準	に	つ	L١	τ)	•	•	•	•	•	67
•	診	療	報	栦	体	系	の	見	直	U	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	68
•	新	規	医	療	機	器	及	び	医	療	技	術	に	お	け	る	混	合	診	療	の	容	認	`	特	定	療	養	費	制	度	の				
	問	題	点	の	改	善	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	69
•	医	療	機	器	•	医	薬	品	の	価	格	算	定	改	革	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	70
•	г	2	0	5	円	ル	_	ル	J	の	廃	止	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	72
•	遠	隔	医	療	に	関	す	る	診	療	報	酬	上	の	適	正	な	位	置	づ	け	`	看	護	補	助	者	の	業	務	に					
	関	す	る	民	間	委	託	の	容	認	`	診	療	報	酬	改	定	の	早	期	化	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	73
•	初	診	料	に	お	け	る	時	間	外	•	休	日	加	算	တ	基	準	の	明	確	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	75
•	鍼	灸	マ	ッ	サ	-	ジ	に	係	る	健	康	保	険	適	用	に	つ	ι١	τ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
•	柔	道	整	復	師	に	対	す	る	支	払	業	務	の	簡	素	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	77
•	医	薬	分	業	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	78
•	薬	剤	費	削	減	の	た	め	の	制	度	改	正	(代	替	調	剤	の	導	入)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	79
•	処	方	箋	の	電	子	乂	_	ル	配	信	の	規	制	緩	和	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	80
•	治	験	を	実	施	し	う	る	医	師	等	の	職	員	数	の	充	実	及	び	施	設	整	備	(国	立	大	学	`						
	玉	立	病	院)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	81
•	г	生	活	習	慣	病	予	防	1	^	の	国	民	的	取	IJ	組	み	の	強	化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	82
•	予	防	接	種	の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	83
•	健	康	保	険	の	届	出	事	務	ات ·	つし	۱,	ζ,	Z	本 ネ	± 7	C O) -	- 拮	5 通	10 月	を	認	りめ	る	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	84
•	社	会	保	険	に	お	け	る	各	種	届	出	の	電	子	媒	体	化	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	85
•	雇	用	保	険	۲	厚	生	年	金	•	健	康	保	険	の	資	格	取	得	•	喪	失	の	届	出	手	続	の	_	元	化	•	•	•	•	86
•	標	準	報	酬	月	額	の	随	時	改	定	見	直	し	(ß	有日	寺 規	見気	Ēσ.)厚	≨П	<u> </u>	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	87

分 野	医療	意見・要望提出者		体連合会
				F-Z-12
	医療機関の広告規制の緩和			
意見・要望等	競争原理を働かせるためにも、	医療機関の広告は原	原則自由化すべきである。	
の内容				
	E IT Y M C O A	11.77	45.1	
関係法令	医療法第69条	共管	なし	
制度の概要	医療法第69条において、医乳	美等に関する広告に [・]	ついては、原則禁止し、事	事実や客観性
	がある情報など検証可能事項につ	ついては、個別に広台	告しうる事項として追加し	ていく方式
	(ポジティブリスト方式)をとっ	っている。		
 計画等にお	┃ ┃ ┃【規制改革推進3か年計画 医療			
ける記載の	│ 医療機関や医療従事者について │	ての事実や客観的事」	負かつ検証可能な事項につ	いては、幅
状況	広く広告できるものとし、診療内	7容に関する事項な	ど検証困難なものについて	は、その広
	告の可否について慎重な検討を加	コえた上で、個別に広	G告し得る事項とするよう	検討する。
対応の状況				
	│		/ 原則自由化	
	ティブリストの追加)			
	/	│ ★☆·☆	/ # \$ E \$	スの仏
	措置済・措置予定	検討中 ←	措置困難	その他
	┃┃ 措置済 ┃┃	措置するかる 	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:逐次実施)		

医療は、 人の生命・身体に直接関わるサービスであり、不当な広告による被害が著しいこと、 極めて 専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から、実際のサービスを事前に判断することが困難 であることから、医業等に関する広告を原則禁止した上で、事実や客観性がある情報など検証可能事項につ いては、個別に広告しうる事項として追加していく方式(ポジティブリスト方式)が適当と考えている。

なお、本年4月より、医師・歯科医師の専門性や手術件数等、医療機関が広告可能な事項を大幅に拡充し たところである。

担当局課室等名┃医政局総務課

分 野	医療	意見・要望提出者	日本商工会議所ほか財	界団体、個人
項目	医療機関の第三者評価の充実			
意見・要望等	(1)評価項目の改善、受審率	の向上		
の内容	(2)評価受審の義務化、認定	の差別化		
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	第三者による医療機能評価に	ついては、(財)日	本医療機能評価機構によ	る病院機能評
	価が実施されている。(平成 14	4年3月末現在、認定	病院数 638)	
	病院機能評価は病院の自主的	な受審に基づくもの	であり、受審した病院が	「評価結果を自
	主的に広告することが認められ	ている。(平成 13 年	1月31日厚生労働省告	示第 19 号)
計画等にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野ウ 】		
ける記載の	第三者機関による医療機関の	評価の充実の観点か	ら、高度な医療を行う特	i 定機能病院に
状況	ついては、適切な第三者による	医療機能評価の受審	を積極的に推進する。さ	らに、機能評
	価の普及の観点から、国公立病	院、国公立大学病院	等については、今後とも	率先して評価
	の受審を行うようにする。			
対応の状況	(1) 措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	描置済 	措置するか	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	の検討中	
	(実施(予定)時期:平成14	年度)		
	(2) 措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	┃ ┃ 措置済 ┃┃	措置するか	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		

(1)【評価項目の改善、受審率の向上】

- ・評価項目の改善を行ったところであり、平成14年度から新評価項目体系に基づく新審査体制で評価を実施する。
- ・平成18年度までに2000病院の受審を目標として、評価調査者(サーベイヤー)養成事業への補助などにより、受審を促進することとしている。

(2)【評価受審の義務化、認定の差別化】

- ・病院機能評価事業は、医療機関の自主的な自己点検を支援するものであり、病院に対して審査料金等の負担を強いるものであることから、一律に義務化することには馴染まない。
- ・本年4月より認定医療機関が個別の審査項目につき広告することができるよう広告規制を緩和し、その他 の医療機関との差別化が図れるよう措置を行ったところである。

担当局課室等名┃厚生労働省医政局指導課

分	野	医療	意見・要望提出	者 経済団体連合会、経	済同友会
項	目	医療機関経営に株式会社方	式を認めるなど、	経営形態の在り方の見直	U
意見・	要望等	医療機関の経営力の強化を図	り、また事業の継	続・拡大も行えるよう、	株式会社による
の内容	ř	参入と、現行の医療法人が株式	会社形態に転換す	ることを解禁する。	
関係	法 令	医療法第7条第5項	共行	管 なし	
制度の	概要	医療法第7条第5項において	、営利目的の病院	等に対しては、開設の許	可を与えないこ
		ととしている。			
		なお、株式会社等の営利企業	が開設する病院等	であっても、社員の福利	厚生目的で開設
		するものに対しては、開設の許	可を与えることと	している。	
計画等	手にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野ウ 】		
けるi	己載の	設置主体等に関する多様な意	見を踏まえた上で	病院の経営形態の在り方	についての問題
状況		点や課題を整理・検討する。			
対応の	——)状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
		措置済	措置する	か否かを含めて検討中	
		措置予定	具体的措	置の検討中	
		(実施(予定)時期:)		

株式会社による医療機関経営については、「社会保障審議会医療部会」において検討を進めてきたが、 医療の強い公共性と株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、

医療費の高騰を招きかねないこと

等の問題があることから、慎重な対応を求める意見が多数を占めた。

医業経営の近代化・効率化については、資金調達手段の多様化や企業経営ノウハウの導入なども含めて、 平成14年度においても引き続き、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において検討する。

担当局課室等名┃医政局総務課

分 野	医療 意見・要望提出者 連合
項目	医療機関経営に株式会社方式を認めるなど、経営形態の在り方の見直し(反対)
意見・要望等	医療機関経営に株式会社方式を認める規制の見直しについては、事業継続性の不確実さ、
の内容	競争激化による医療費増加のおそれが強く、反対である。
関係法令	医療法第7条第5項 共管 なし
制度の概要	医療法第7条第5項において、営利目的の病院等に対しては、開設の許可を与えないこ
	ととしている。
	なお、株式会社等の営利企業が開設する病院等であっても、社員の福利厚生目的で開設
	するものに対しては、開設の許可を与えることとしている。
計画等にお	【規制改革推進 3 か年計画 医療分野ウ 】
ける記載の	設置主体等に関する多様な意見を踏まえた上で病院の経営形態の在り方についての問題
状況	点や課題を整理・検討する。
対応の状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他
	措置済 措置するか否かを含めて検討中
	措置予定 具体的措置の検討中
	(実施(予定)時期:)

株式会社による医療機関経営については、「社会保障審議会医療部会」において検討を進めてきたが、 医療の強い公共性と株主への利益配当という2つの要請を両立させることは困難であること、

医療費の高騰を招きかねないこと

等の問題があることから、慎重な対応を求める意見が多数を占めた。

医業経営の近代化・効率化については、資金調達手段の多様化や企業経営ノウハウの導入なども含めて、 平成14年度においても引き続き、「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において検討する。

担当局課室等名┃医政局総務課

分 野	医療	意見・要望提出者	個人	
項 目	医師等の資格の撤廃			
意見・要望等	医師、弁護士等々も本当は資格	の規制は不要です。	はやる医者、はやる弁護士	この情報さえ
の内容	明らかにされれば、そこに行け	ばよいです。		
関係法令	医師法等	共管		
制度の概要	医師、歯科医師、薬剤師等の医	療従事者については	、それぞれの資格法に基づ	づき、免許、
	試験、業務等に関する事項が規	定されている。		
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	- 措置済・措置予定 - <i>C</i>	検討中	措置困難	その他
	描置済 	措置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
			•	•

医療は国民の生命・健康に直結する極めて重要なものであり、これを自由に認めた場合、公衆衛生上重大な 危害を及ぼすおそれがある。このことから、一定の条件を満たした者について医師等医療従事者の資格を定 め、独占的に医業等に従事させることとし、その業務範囲や果たすべき義務等について必要な規制を行って いるものであり、こうした規制は合理的なものであると考えている。

担当局課室等名┃医政局医事課

分	野	医療	意見・要望	2提出者	日本労働組合総連合会	、個人
項	目	医師等の免許の更新制度の導入				
意見	・要望等	・医師国家資格の更新制を導入	すること。	【日本労働	動組合総連合会】	
の内	容	・資格免許の更新制度の導入に	よりもたらる	されるより	り良い緊張感が、医療の	質の向上に資
		する。【個人】				
		・事故やミスによっては免許の	取り消しもお	含め、更新	新制度のようなものもあ	ってもいと思
		います。【個人】				
関係	法令	なし		共管	なし	
制度	の概要	医師等の免許について、更新を	行う制度は存	存在しない	١.	
計画	等にお	該当なし				
ける	記載の					
状況						
対応	の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		描置済 	措置	置するかる	らいを含めて検討中 1	
		措置予定	具体	体的措置の	の検討中	
		(実施(予定)時期:)			

医師の免許更新制度については、医師が最新の医学的知識を確保することを目的とする場合、それは専門科 等により多岐にわたるものであることから、免許更新の際に一律に確認することは困難である。また、免許 更新を行うにあたっては膨大な事務量が必要になると考えられるが、これに見合う効果が得られるかどうか は疑問であり、医師免許の更新制度を導入することは困難であると考えている。

担当局課室等名┃医政局医事課

分 野	医療	意見・要望		個人	
	̄ ̄ ̄ ̄ 医師等の臨床研修の充実	70.70			
意見・要望等	┃・新資格者の臨床研修について	、少なくとす	も 医師は	5 年間、看護婦は2 年間行うる	ことが必
の内容	要。【個人】				
	・色々な疾患に対応できる医師	の育成のため	り総合診療	寮研修を行う。【個人】	
関係法令	医師法第16条の2		共管		
	 歯科医師法第16条の2				
 制度の概要	 	 師法及び歯和	沙医師法(L	きまり 年
10312 07 106 52	以上、厚生労働大臣の指定する				
	│なお、医師の臨床研修について │				ては半成
	┃18年度よりそれぞれ必修化さ	れることとた	ふっている	3.	
計画等にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野イ k)]		
ける記載の	臨床能力の充実・向上の観点	から、卒業〕	直後の臨り	床研修について、本来の目的で	である幅
状況	 広い臨床の基本的な能力の修得	を可能とすへ	ヾく、その	D在り方について引き続き検討	する。
対応の状況	<u>│</u> │	 検討中			その他
	措置済	(らいを含めて検討中 でかを含めて検討中	
	1				
	措置予定		本的措置の	グ作の記せ	
	(実施(予定)時期:)			

医師・歯科医師の資質の向上を図るため、医師の臨床研修については医道審議会医師分科会医師臨床研修検 討部会において、歯科医師の臨床研修については医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修検討部会にお いて、それぞれ臨床研修の必修化に向けた研修プログラム等に関する検討を行っている。

なお、臨床研修は、6年間の医学部教育を受けた後に、医師として必要な臨床能力を身につけるために研修 を行うものであり、このための期間として2年が適当であると考えている。

担当局課室等名┃医政局医事課、歯科保健課

分 野	医療	意見・要望提出者	個人	
項 目	看護師の臨床研修の充実			
意見・要望等	・新資格者の臨床研修について	、少なくとも看護師に	は2年間行うことが必要。	【個人】
の内容				
関係法令	なし	共管		
制度の概要	 看護師については、看護師免許 	取得後の臨床研修制品	度は設けていない。	
	45.1			
計画等にお	なし			
ける記載の				
状況				
 対応の状況	 	 検討中	措置困難	その他
ᄭᄱᄱ	指量海·指量了定		1月 回知 新 四かを含めて検討中	COR
		具体的措置(
	(実施(予定)時期:)	N HJ I	
		,		

厚生労働省としては、看護師を含む看護職員の臨床技能の向上を図ることは重要であると認識しており、 平成14年度に「看護職員の臨床技能の向上に関する調査検討会」を開催し、看護技術能力の向上に向けた 卒前教育、新人看護職員研修についての調査検討を行うこととしている。

担当局課室等名┃医政局看護課

分 野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会
項目	在宅医療促進のための看護婦の第	養務内容の見直し。	
意見・要望等	在宅医療のサービス内容を充実す	するために、技術のる	ある看護婦の裁量権を拡大すべきであ
の内容	る。例えば、 医師以外の職種に	こよる死亡確認を認め	める(アメリカ等)、 在宅で、医師
	┃ 付き添いがなくとも、注射、点消	寄等を認める。	
		,	
関係法令	保健婦助産婦看護婦法第5条、第	第37条 共管	なし
制度の概要	保健婦助産婦看護婦法第5条にな	おいて、看護婦の業績	務は「傷病者若しくはじよく婦に対す
	る療養上の世話又は診療の補助で	をなすことを業とする	る」こととされており、また、同法第
	37条において、看護婦等は、	「主治の医師又は歯科	科医師の指示があつた場合の外、診療
	機械を使用し、医薬品を授与し、	又は医薬品についる	て指示をなしその他医師若しくは歯科
	医師が行うのでなければ衛生上が	き害を生ずる虞のある	る行為をしてはならない」とされてい
	る。		
計画等にお	【規制改革推進3か年計画 医療 		
ける記載の			ナる業務の安全性や効率性等を確保す
状況	│る観点から、訪問看護婦の行う∜ │	養務の標準的作業手順	頁等について検討を行う。
対応の状況	 	 検討中	
אן אין עס יטיז נג ∨ טיז נג ∨	措置済		らかを含めて検討中
		具体的措置の	
)	N 1∨ H1 [.
		,	

平成13年度において、14種類の医療処置ごとにプロトコールを完成させ、その普及を図ることを目的と した、「訪問看護婦が行う医療処置管理看護の標準化およびその普及に関する研究」に取り組んだところで ある。

担当局課室等名 医政局看護課

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本労働組合総i
			合会
項 目	医療分野における労働者派遣規	制の見直し	
意見・要望等	労働者派遣法の適用除外業務か	ら管理栄養士を除外す	「る。【経済団体連合会】
の内容	病院ではチーム医療が中心であ	り、医師や看護士の	連携が重要である等の観点から、派演
	規制を撤廃することには反対。	また、現在派遣が認	められている補助的業務について、イ
	用者責任の確立及び管理実態の	把握を行う。【日本党	片働組合総連合会 】
関係法令	労働者派遣事業の適正な運営の	の確保及び 共管	なし
	派遣労働者の就業条件の整備等	等に関する	
	法律第4条		
	同法施行令第2条		
制度の概要	医療は人の生命や健康を扱うも	のであり、チームの	
	ることから、医療関係職種につ	いて、労働者派遣事業	巻を行うことが禁止されている。
計画等にお	【改革工程表別表 規制改革(医療)】	
ける記載の	医療分野における労働者派遣規	制の見直し	
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らいを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	の検討中
	(実施(予定)時期:)	
(= 1 □ 1			

「社会保障審議会医療部会」における議論を踏まえ、医療分野の労働者派遣規制に関する案をとりまと めたところ。

担当局課室等名 医政局医事課

分 野	医療 意見·要望提出者 経団連					
項目	管理栄養士の有効活用のための規制緩和					
意見・要望等	(1) 労働者派遣法の適用除外業務から管理栄養士を除外すること。					
の内容	(2) 管理栄養士が電話やCCDカメラ等を通じて行った栄養指導を診療報酬の対象と					
	なることを明示すべき					
関係法令	(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保 共管					
	及び派遣労働者の就業条件の整備等に					
	関する法律第4条及び同施行令第2条					
	(2) 健康保険法第43条ノ9第2項					
制度の概要	(1)について					
	管理栄養士の業務のうち、傷病者の療養のため必要な栄養指導については、医療チーム					
	の一員として医師、看護婦、歯科医師、薬剤師、レントゲン技師との密接な意思疎通及び					
	信頼関係といった高度な連携のもとに行わなければならないことから、労働者派遣業事業					
	の適用を除外されている。					
	(2)について					
	いわゆる遠隔医療について、電話等による再診、テレパソロジーによる病理組織迅速顕					
	微鏡検査等の評価が行われている。					
計画等にお	該当なし。					
ける記載の						
状況						
対応の状況	措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他					
	措置済 措置するか否かを含めて検討中					
	措置予定 具体的措置の検討中					
	(実施(予定)時期:)					
1						

(1)について

「社会保障審議会医療部会」における議論を踏まえ、医療分野の労働者派遣規制に関する案をとりまとめたところ。

(2)について

遠隔医療等のさらなる診療報酬上の評価については、遠隔医療の持つ特殊性を考慮し、その有効性や普及性の進展等を総合的に勘案しつつ、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、検討。

担当局課室等名 (1)健康局総務課生活習慣病対策室(2)保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	星提出者	経団連、個人		
項目	病床規制について					
意見・要望等	病床数による一律の規制でなく、地域の多様なニーズに柔軟に対応できるようにすべきで					
の内容	ある。					
関係法令	医療法第30条の3		共管	なし		
制度の概要	医療法第30条の3において	、都道府県I	は当該都済	道府県における医療を提供す	る体制の	
	確保に関する計画(以下「医療	計画」とい	う。)を	定めるものとしており、地域	で体系的	
	な医療提供体制の整備を促進す	るため、医療	寮資源の	効率的活用、医療 関係施設間	の機能連	
	携等の確保を図ることを目的と	し、具体的	こは、基準	隼病床数の算定、地域医療支	援病院の	
	整備目標、救急医療の確保、へ	き地医療の	確保及び[医療従事者の確保等について	医療計画	
	に定めている。					
計画等にお	該当なし					
ける記載の						
状況						
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他	
	措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中		
	措置予定	具件	本的措置(D検討中		
	(実施(予定)時期:)				

医療計画は、高齢化社会が進展する中で国民に対し適正な医療をあまねく確保するため、無秩序な病床の 増加のコントロール、医療資源の効率的活用、医療施設間相互の機能連携等の確保を目的として、昭和60 年の12月の医療法改正により法制化。各都道府県は、医療計画の策定の際に、基準病床数を定めることと なるが、無秩序な病床の増加のコントロールはもとより、望ましい一定水準を示すもののほか、規制を発動 するための根拠となる一定水準を示すものとして必要不可欠である。

なお、平成13年3月施行の医療法改正により、都道府県知事の裁量で地域の医療の実情を反映すること ができるよう入院率、流入・流出加算の見直し等を行ったところ。

担当局課室等名┃医政局指導課

分 野	医療	意見・要望提出者	札幌市医師会、個人
項目	医療のデータベース化・ネッ	トワーク化について	
意見・要望等	EBMの導入により、おおよそ	の診療マニュアルを作	F 成
の内容			
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	インターネット等を利用	して質の高い医療情報	最を提供すること。
	これらの情報を発信する	ためのデータベースを	整備すること。
計画等にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野イ	
ける記載の	医療の質の向上の観点から	、医療機関における	診療データの整備と併せて、個人情報
状況	の保護に注意を払いつつ、E	B M (Evidence-base	ed Medicine:根拠に基づく医療)のた
	めの大規模な知見を集積した	データベースの整備	を検討する。当該データベースの構築
	に当たっては、データの収集	、蓄積、管理等の手	続を明確にするとともに、患者個人の
	データに関するプライバシー	の保護を図った上で	運用上の透明性の確保に努め、十分な
	科学的信頼性を確保すること	を検討する。	
対応の状況	措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
	措置予定	具体的措置(D検討中
	(実施予定時期:平成14年度	より逐次、マニュアル	レは16年度までに20疾患)

厚生労働省としては、EBMが実践できるよう、インターネット等を利用した質の高い情報を医療関係 者等に提供するためのデータベースを整備することとしている。

このため、厚生労働科学研究費補助金として、情報提供データベースの構築のための予算として2.7 億円を計上しているところである。

診療マニュアルについて、標準的治療法をまとめた学会による診療ガイドライン策定支援を、現在厚生 科学研究費において実施している。この中には国民向けのわかりやすいガイドラインも盛り込み、広く情 報公開することも目的としている。

(内訳)

糖尿病、急性心筋梗塞、喘息、高血圧症、泌尿器科系疾患の 5 疾患については既に完成。 白内障、腰痛症、胃潰瘍、くも膜下出血、アレルギー性鼻炎については本年度未完成予定 肺がん、脳梗塞、リウマチ、乳がん、肝がん、アルツハイマー、骨粗鬆症については 1 4 年度末 完成予定

担当局課室等名

医政局研究開発振興課医療技術情報推進室

分	野	医療	意見・要望	望提出者	健康保険組合連合会、	経済同友会		
項	目	医療情報のIT化	医療情報のIT化					
意見	・要望等	医療機関のIT体制整備を含め	医療情報シス	ステムのク	ブランドデザインを策定	ごすること		
の内は	容							
関係	法 令	なし		共管	なし			
制度	の概要	高度情報通信ネットワーク社	会推進戦略	本部(IT)	戦略本部)」決定(H13	3.3.29)である		
		e-Japan 重点計画の中におい ⁻	て、電子カル	テをはじ	め様々な医療情報の電 ⁻	子化の推進等に		
		ついて普及方策、普及目標等を	定めた医療分	分野の IT	化に関する戦略的なグ	ランドデザイン		
		を作成することとされている。						
計画	等にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野 ア	a]				
ける	記載の	医療の質の向上と効率化の	観点から、	医療分野	のIT化に関して戦略的	的なグランドデ		
状況		ザインを描く。また、これを	推進する支	援・助成し	について、医療費体系の	の整備の在り方		
		を含め検討し、電子カルテ等	、各種ITイ	とを統合的	りに推進する。			
対応の	の状況	措置済・措置予定	検討中	1	措置困難	その他		
		措置済	措	置するかる	雪かを含めて検討中			
		措置予定	具任	本的措置の	の検討中			
		(実施時期:H13.12.26公表)						

医療におけるIT化に関する戦略的なグランドデザインとして、昨年12月26日に「保健医療分野の 情報化にむけてのグランドデザイン」をとりまとめたところ。

この中で、平成18年度までに 400 床以上の病院の6割以上に電子カルテを普及させることなど、IT 化の具体的な数値目標を設定するとともに、目標達成に向けたアクションプランを示したところであり、 今後、その実現に向けて最大限努力していく。

担当局課室等名┃医政局研究開発振興課医療技術情報推進室

	分	野	医療	意見・要望	望提出者	関西経済連合会ほか健	康保険組合経
						営研究会、健康保険組	合連合会
	項	目	カルテ・レセプトの電子化に	よる医療機関	関への情報	 B開示義務づけ	
	意見・	要望等	・ カルテ・レセプトの電子化	による医療機	関への情	青報開示義務づけ	
	の内容		・ 医療情報を(カルテ・レセン	プト)を個人	情報保護	を条件に医療機関・保険	食者のみならず
			国民にも情報を開示する				
	関係	去令	なし		共管	なし	
	制度の	概要	情報開示に関する法律はなし	•			
	計画等	にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野 ア	b 】		
	ける証	見載の	電子カルテの普及促進と併	せて、医療	機関にお	ける診療情報の開示に耐	付えられる診療
	状況		情報の適切な管理体制の整備	を促進する	方策につい	ハて検討する。	
	対応の	状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
			措置済	措	置するかる	50 かを含めて検討中	
			措置予定	置予定 具体的措置の検討中			
			(実施(予定)時期:)			
H							

カルテ等の診療情報の開示については、現在進められている医療従事者の自主的な取組が医療現場に定着することが必要であり、その法制化については、医療従事者の自主的な取組の状況や患者の側の認識や意向の推移、診療情報の提供及び診療記録の開示についての環境整備の状況を見た上で、さらに検討を行う必要があると考えている。

なお、電子カルテを導入した医療機関については、「診療録等の電子媒体による保存について」(平成11年厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知)に基づき、その適正な運用に努めているほか、「診療情報の提供に関する普及・啓発等研修事業」により、診療録管理に従事する者への研修等に対して補助を行い、適切な管理体制の整備を促進しているところ。

担当局課室等名

医政局総務課・医事課・研究開発振興課医療技術情報推進室

					▶ 净土为锄	
分	野	医療	意見・要望	型提出者	(社)経済団体連合会	
項	目	電子化された診療録等の外部	保存について	-		
意見	・要望等	電子媒体での診療録等について	、一定の要件	のもとに	こ外部保存を認めること。	
の内は	容					
関係	法令	「診療録等の電子媒体による値	呆存につい	共管	なし	
		て」(H11.4.22 健政発 517 号医	薬発第 587			
		号 保発第82号)、医療法第2	2 1 条			
制度	の概要	診療録等の電子媒体による保	存について、	上記通知	知により適正な運用に努めて	いるが、
		その保存場所については、当該医療機関内とされている。				
計画	等にお	【規制改革推進3か年計画 医	療分野 ア	c]		
ける	記載の	他の医療機関あるいは医療	期間外におり	ナるデ <i>ー ′</i>	タの保管の在り方について、	個人情報
状況		の保護に留意しつつ、医療法	上の解釈を明	月確にする	3.	
対応の	の状況	措置済・措置予定 <i>C</i>	検討中 <i>C</i>		措置困難	その他
		措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
		措置予定	具位	的措置の	D検討中	
		(実施時期:平成14年3月)				

「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年厚生労働省医政局長、保険局長通知)により、医 療機関外におけるデータ保管の在り方について、解釈を明確にしたところ。

担当局課室等名┃医政局医事課

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会				
項 目	レセプトの電子媒体による保存	レセプトの電子媒体による保存					
意見・要望等	保険者においてレセプトを電子	保険者においてレセプトを電子媒体で保存することを認める。					
の内容							
関係法令	なし	共管	なし				
制度の概要	健康保険組合においては、各健	康保険組合の実情等	を踏まえ、組合会の議決を得た上で、				
	健康保険組合毎に適当な期間レ	セプトを保存すること	ととされている。				
計画等にお	規制改革推進3か年計画 横	黄断的措置事項 1 I	T関係				
ける記載の	エ 社会・行政の情報化 医液	療分野における「IT	- 革命」の推進				
状況	保険者におけるレセプト保管	について、電子媒体で	での保存を認める。				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他				
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中				
	措置予定 具体的措置の検討中						
	(実施(予定)時期:)					
/ ±8 □□ \							

原本性の確保や個人情報の保護等の問題点に留意し、検討を行っているところ。

分 野	医療	意見・要望	提出者	関西経済連合会			
項目	遠隔医療の適用の拡大	遠隔医療の適用の拡大					
意見・要望等	慢性疾患等で在宅指導で十分な	患者のケアの)場合なる	ど、遠隔医療を積極的に記	忍めるべきで		
の内容	ある。						
関係法令	医師法第20条		共管	なし			
制度の概要	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠	遠隔診療.	」について)」(平成9年	≢12月24		
	日付け健政発第1075号厚生	省健康政策局	長通知)により、直接の対面診療	療を行うこと		
	が困難である場合には、遠隔診	療を行うこと	が可能で	であるとしている。			
	なお、医師法第20条の規定に	より、医師だ	が自ら診察	察しないで治療等を行うこ	ことは禁止さ		
	れている。						
計画等にお	該当なし						
ける記載の							
状況							
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他		
	措置済	措置	まするかる	§かを含めて検討中			
	措置予定	具体	的措置(D検討中			
	(実施(予定)時期:)					

上記通知は、慢性疾患等により在宅指導等で十分な患者のケアについて遠隔診療を行うことを排除するものではなく、通院が困難な場合等において、医師の適切な判断のもとに遠隔診療を行うことは可能であり、厚生労働省としても、「地域医療充実のための遠隔医療補助事業」を実施し、その推進に努めているところ。なお、医師法第20条等において無診察診療を禁止しているのは、医師等が直接対面により自ら疾病を確認することなく、治療や処方せんの交付を行うことは、国民医療上不測の危害を生ずるおそれがあるためである。このことから、上記通知において、「診療は、医師等と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきものである」としているものである。

担当局課室等名

医政局医事課、研究開発振興課医療技術情報推進室

分 野	医療	意見・要望	提出者	経済団体連合会、健康的	呆険組合連合
				会等	
項目	保険者機能の強化				
意見・要望等	・ 保険者によるレセプトの審定	査支払、その	民間委割		
の内容	・保険者と医療機関の診療報	酬の割引契約:	を認める	0 0	
関係法令	健康保険法第43条の9		共管	なし	
制度の概要	・ 保険医療機関等が保険者に記	青求する診療幸	及酬明細	書(レセプト)の審査に	ついては、審
	┃ 査支払事務の効率化・円滑(との観点から、	社会保	険診療報酬支払基金等の	審査支払機関
	が保険者の委託をうけて行っ	っている。			
	・保険者から保険医療機関等の	への診療報酬の	の支払は	は、診療報酬点数表に基づ	いて行われて
	いる。				
計画等にお	規制改革推進3か年計画 4医	療関係 ア医	療シスラ	テム 保険者機能の強化	Ľ
ける記載の	審査支払機関への委託を行わ	ずに保険者が	レセプ	ト審査を行うことの可能	性について、
状況	当事者の意向も考慮しつつ、検	討し、結論を	得る。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期:)			

- (1)保険者が特定の保険医療機関との合意により、自らレセプトの審査支払を行うこと及びその民間委託 を行うことができる旨の通知を発出する予定。
- (2)保険者と医療機関の診療報酬に係る個別契約については、具体的な実施方策等を検討しているところ。

	医療	意見・要望提出者	連合、米国等		
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
項 目	・レセプト電算処理システムに	係る個別指定制度の原	≨ 正		
	・審査支払事務の効率化				
意見・要望等	・ レセプト電算処理システム	に参加する地域や医療	豪機関を指定する個別指定制度を即刻		
の内容	廃止する。				
	・ IT化の推進等により審査	支払事務の効率化をは	かる。		
関係法令	療養の給付、老人医療及び公費	負担医療に 共管	なし		
	関する費用の請求に関する省令	(昭和51			
	年厚生省令第36号)第3条				
制度の概要	レセプト電算処理システムに参	加している保険医療	幾関は、紙の診療報酬明細書(レセプ		
	ト)に代えて磁気媒体に収録し	たレセプトを審査支払	仏機関に提出することができる。		
計画等にお	規制改革推進3か年計画 横	断的措置事項 1 I	「関係		
ける記載の	エ社会・行政の情報化 医療	分野における「IT草	革命」の推進		
状況	レセプトの電算化について、	医療機関からの磁気	媒体によるレセプト提出を普及・推進		
	するため、その普及状況を見つ	つ、必要に応じて普及	及方策について検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他		
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中		
	措置予定 具体的措置の検討中				
	(実施時期:平成13年12月	より施行)			

- (1) レセプト電算処理システムに参加する地域や医療機関を指定する個別指定制度については、平成1 3年10月1日をもって廃止済みであり、同年12月1日から適用されている。
- (2) レセプト電算処理システムの推進のため、大病院を中心とした計画的推進を図るとともに、以下の ような取組を実施中。

傷病名マスター検討会(平成14年3月28日)において、傷病名マスター改訂案をとりまとめ。(平成 14 年度夏を目途に適用予定)

平成13年度第二次補正予算において、国立病院、特定機能病院等のレセプト電算化に要する経費を措 置。

平成14年度、オンライン請求システムのセキュリティの確保、経済効果等の検証を実施。

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会			
項目	社会保険診療報酬支払基金から	保険者に対して送付る	するレセプトの電算化			
意見・要望等	社会保険診療報酬支払基金か	社会保険診療報酬支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体による				
の内容	ことを可能とし、保険者における事務処理を効率化すること。					
関係法令	療養の給付、老人医療及び公費	負担医療に 共管	なし			
	関する費用の請求に関する省令	(昭和51				
	年厚生省令第36号)第3条					
制度の概要	レセプト電算処理システムに参	加している保険医療	機関は、紙の診療報酬明細書(レセプ			
	ト)に代えて磁気媒体に収録し	たレセプトを審査支持	ム機関に提出することができる。			
計画等にお	なし					
ける記載の						
状況						
対応の状況	措置済·措置予定	検討中	措置困難その他			
	措置済 措置するか否かを含めて検討中					
	措置予定具体的措置の検討中					
	(実施(予定)時期:)				

レセプト電算処理システムについては、医療機関と審査支払機関との間を中心として推進しているとこ ろであるが、審査支払機関と保険者との間についても、保険者側の受入れ体制等に留意しつつ検討を進める。

分	野	医療	意見・要望	望提出者	経済団体連合会		
項	目	社会保険診療報酬支払基金が行	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示				
意見・	要望等	社会保険診療報酬支払基金の	社会保険診療報酬支払基金の審査の結果を保険者に対し開示し、また、不適切な請求の				
の内容	容	多い医療機関については、医療	多い医療機関については、医療機関名を公表するべきである。				
関係	法 令	社会保険診療報酬支払基金法		共管	なし		
制度の	の概要	保険医療機関等が保険者に請	求する診療	报酬明細	書(レセプト)の審査は、	社会保険診	
		療報酬支払基金等の審査支払機	関が保険者の	の委託を登	受けて行っている。		
計画	等にお	なし					
ける	記載の						
状況							
対応の	の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他	
		措置済	措加	置するかる	雪かを含めて検討中		
		措置予定具体的措置の検討中					
		(実施(予定)時期:)				

社会保険診療報酬支払基金の審査に関する情報開示のあり方については、審査の公平、公正性に対する保 険者の信頼を確保する観点からその具体的内容について検討中。

				¥ /3	1 / J / J / J
分 野	医療	意見・要望	望提出者	個人	
項 目	医療に関する情報公開(審査支	払機関に被係	保険者の代	 (表を入れる)	
意見・要望等	・審査支払機関に被保険者の代	表を入れる。			
の内容					
関係法令	社会保険診療報酬支払基金法第	10条	共管	なし	
制度の概要	保険医療機関等が保険者に請	求する診療	报酬明細	書(レセプト)の審査Ⅰ	こついては、社
	会保険診療報酬支払基金等の審	查支払機関か	が保険者の)委託をうけて行ってい	いる。
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措	置するか召	らかを含めて検討中	
	措置予定	具件	本的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			
(説明)					
支払基金の理	事には、被保険者を代表する者か	が含まれてい	る。		

分 野	医療	意見・要望	望提出者	経済団体連合会	
項 目	健康保険組合の適用・給付業務の外部委託				
意見・要望等	健康保険組合の業務について	、適用・給作	付業務の	うち、単純な定型的な業務	については、
の内容	外部業者への委託を認めること	0			
関係法令	健康保険法第25条		共管	なし	
制度の概要	健康保険制度においては、政	府とともに、	(健康保	険組合が保険者として健康	長保険事業を
	行っている。				
計画等にお	規制改革3か年計画 4医療関	係 ア医療	システム	保険者機能の強化	
ける記載の	保険者と民間企業が契約し、	後者に健康	保険組合の	の事務処理を委託できるよ	こうに検討す
状況	る。				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	(措置済	措置	置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具1	本的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)			

現在、健診事業等の業務については、外部委託を実施している健康保険組合がある。さらに、事務処理の 効率化を図る観点から、個人情報保護等に配慮しつつ、民間事業者等に業務を委託できる範囲等について検 討中であるが、保険給付の決定や保険料の徴収といった公的医療保険を実施していく上で根幹となるべき業 務は健康保険組合自らが実施するべきであるため、適用・給付業務については外部に委託することは困難で ある。

分 野	医療	意見・要望	望提出者	経済団体連合会	
項目	健康保険法に関する認可事項の届出事項への緩和				
意見・要望等	健康保険組合の財産処分、事業所編入を行う際には厚生労働大臣の認可が要件とされて				
の内容	いるが、これを届出制に改める	いるが、これを届出制に改めるべき。			
関係法令	健康保険法施行令第56条、第	6 7 条	共管	なし	
制度の概要	健康保険組合の重要財産の認	可、事業所統	編入につい	ハては、厚生労働大臣の認可]が必要と
	されている。				
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体	本的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

- (1)重要財産処分については、組合財政に支障が生じないようその適否を判断する必要があるため、認可 事項としているところ。なお、平成14年3月29日付通知により、健康保険組合が土地収用法等に基 づき行政機関等に財産の売却等を行う場合には、財産処分に係る認可を不要とした。
- (2)事業所編入については、当該事業所の被保険者等の権利義務に関わるものであり、届出制とすること は困難。なお、平成14年3月22日付通知により、健康保険組合の合併事業所編入について、企業グ ループの関係にある場合には合併・編入できるようにするとともに、総合健康保険組合に関する地域規 制を撤廃した。

分 野	医療	意見・要望	望提出者	連合	
項 目	保険医の定年制				
意見・要望等	保険医の定年制を導入すること				
の内容					
関係法令	健康保険法		共管	なし	
制度の概要	保険医療機関において健康保	険等の診療の	の従事する	る医師や歯科医師は、厚質	主労働大臣(権
	限は地方社会保険事務局に委任)の登録を	受けた医師	雨や歯科医師でなければ	ならない。
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	55かを含めて検討中	
	措置予定	具1	本的措置の	の検討中	
	(実施(予定)時期:)			
			-		-

保険医の定年制については、高齢の医師が特に地域医療で大きな役割を果たしているという医療提供への 影響、職業選択の制限、一定の年齢での線引きが難しい等の問題があり、現在のところ、実施することは困 難と考えている。

担当局課室等名 保険局医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項 目	健康保険組合の継続療養制度の	廃止	
意見・要望等	継続療養制度については、即時	廃止すべきである。	
の内容			
関係法令	健康保険法第55条、第55条	ノ2 共管	なし
制度の概要	一定期間継続して被保険者で	あった者が、被保険	 者資格を喪失した際疾病等に関し療養
	の給付等を受けていた場合は、	当該疾病等に係る療	養の給付等を一定期間継続して受ける
	ことができる。		
計画等にお	なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	D検討中
	(実施(予定)時期:平成15	年4月施行予定)	
(説明)			

今国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案において、医療保険制度の給付率を7割に統 ーすることに伴い、継続療養制度は廃止することとしている。

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	任意継続被保険者制度の見直し		
意見・要望等	任意継続期間を2年から1年	こ短縮し、55歳から6	0歳未満の退職者についての特例的な
の内容	取扱いを改めて通常の退職者と同	同様の1年とするべき	٤.
	資格取得のために必要な健康値	呆険被保険者期間を糺	迷続して2ヶ月から継続して1年に延
	長すべき。		
	前納額については、市中金利に	こ連動して、弾力的に	こ設定できるようにすべき。
関係法令	健康保険法第20条、第21条、	健康保険 共管	なし
	法施行令第82条		
制度の概要	健康保険の被保険者資格を喪気	失する日の前日まで糺	迷続して2ヶ月以上被保険者である者
	 については、資格喪失後も最長:	2年間、被保険者とし	して資格を継続することができる。
	また、保険料については前納7	が認められており、そ	その場合、保険料は4.0%割引される。
計画等にお	なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他
	措置済	措置するかる	らいを含めて検討中 である。
	措置予定	具体的措置の	の検討中
	(実施(予定)時期:)	

- (1)任意継続被保険者制度は、資格喪失後も事業主負担分の保険料を納めることで、傷病手当金も含め一 般の被用者保険の被保険者と同様の保険給付を行うもので、被保険者にとって重要な保障を行っており、 その趣旨に鑑み現段階でこれを短縮することは困難である。なお、任意継続被保険者期間の特例について は、今国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案においては、廃止することとしている。
- (2)任意継続被保険者制度は、継続して2ヶ月被保険者であることをその適用要件としているが、これは、 一旦被保険者資格を取得した者がその資格を任意に継続するためのものであることから、被保険者資格 の取得要件にあわせて設けられているものである。なお、保険料を前納する場合の割引率については、 健康保険法施行令を改正し、平成13年4月から5.5%から4.0%に引き下げたところ。

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	老人保健拠出金算定方法の見直	し(過大過小申告の基	基準について)	
意見・要望等	乖離率が5~10%でも補正可	能とすることによっ	て、年度間格差を縮小し、健保	組合の
の内容	円滑な予算策定を可能とする。			
関係法令	老人保健法第54条~57条	共管		
制度の概要	各医療保険者が拠出する概算医	療費拠出金等の算定	にあたって基礎数値となる前々	年度の
	実績数値がたまたま異常数値で	あったり、また、前	々年度以降の事情から前々年度	の実績
	数値を用いて概算医療費拠出金	等を算定することが	不適当な場合、当該保険者の申	請に基
	づき申請数値により概算医療費	拠出金等を算定する	ものである。異常値(「著しく	過大又
	は過小」)とは、前々年度の前	「々年度の前後数年間	の実績の推移等から妥当と認め	られる
	数値に比し「おおむね 20%以上	」乖離していると認め	られる場合を指す。	
	「保険者の拠出金の額の算定に	係る過大・過小の基準	≝等について」(平成7年老企第	第2号)
計画等にお	該当無し			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定 <i>C</i>	検討中	措置困難そ	の他
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置(の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
1				

当該制度は前々年度の実績に比して妥当と認められる数値と著しく乖離する場合に補正を行うものであり、その乖離率の基準は例外と認めうる数値である 20% とされているところであるが、現行制度上も特別な事情がある場合には 20% 未満のときも例外事情を認め、補正を認めているところである。

また、基準を一律に引き下げることにより該当保険者が増加すれば、過大過小申告による負担軽減機能が弱まることとなり、制度の趣旨を没却することになる。

担当局課室等名┃保険局総務課老人医療企画室

分 野	医療	意見・要望提出者	道連合、関経連、日本商工会議所、経	
			済同友会、個人	
項目	診療報酬体系の見直し			
意見・要望等	出来高払い方式を廃止して、コ	スト意識が働く定額	頁払い方式を導入すること。また、DR	
の内容	G-PPSを試行の動向や問題	点を注視し、日本に	あった方式で導入すべき。	
関係法令	健康保険法第43条ノ9第2項	共管	なし	
制度の概要	現行の診療報酬においては、出	来高払いを基本とし	つつ、定額払いも導入しているところ。	
	平成 10 年 11 月より、国立病院等 10 病院において、急性期入院医療に係る診断群別の定額			
	払いの試行を実施。また、平成 13 年 4 月より、DRGを用いた診療内容の分析を行う観点			
	から、民間病院の参加を得て、	定額払いを伴わない	1形での調査を開始している。	
計画等にお	規制改革推進3か年計画 4	医療関係 ウ 医療	機関	
ける記載の	DRG-PPSの導入			
状況	b DRG-PPS (Diagnos	is Related Group-F	rospective Payment System:診断群別	
	包括払い方式)の導入に際して	必要となるデータの	D収集と具体的な導入方法の検討を急ぐ	
	とともに、PPSの具体的な問	題点について併せて	検討を進める。	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難その他	
	措置済	措置するだ	\否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	『の検討中	
	(実施(予定)時期:平成 1 5	年4月)		

診療報酬における出来高払いや定額払いについては、それぞれにメリット、デメリットがあり、それぞれの長所を組み合わせつつ、評価すべき医療サービスの内容に応じて個々具体的に出来高払いとするか、定額払いとするかを判断することが必要である。

また、急性期入院医療に係る診断群別の定額払い方式の試行事業については、平成13年4月に試行事業の内容を改定したところであり、引き続き、国立病院等10病院において実施。

平成14年度診療報酬改定において、特定機能病院等における医療機関別の包括評価を概ね平成15年4 月を目途に導入することとした。

担当局課室等名┃保険局医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	経団連、関経連、健保連、	経済同友	
			会等		
項 目	新規医療機器及び医療技術にお	ける混合診療の容認、	特定療養費制度の問題点のご	改善	
意見・要望等	新規に製造承認や輸入承認を受	けた医療機器のうち、	保険適用が認められていな	いものに	
の内容	ついて、保険診療の上乗せとし	て、一部患者負担に	よる使用を認めるなど、自由	診療と保	
	険診療の併用を認めるべき。				
	反対意見もあり。				
関係法令	健康保険法第44条	共管	なし		
制度の概要	現在、公的医療保険制度におい	ては、医療機関が行	った診療行為に係る費用につ	いては、	
	一部負担金や標準負担額以外に	患者からの費用を徴し	収することは、原則として認	められて	
	いない。ただし、医療に対する国民のニーズの多様化、医療サービスの高度化等に対応す				
	るため、昭和59年に特定療養費制度を導入し、高度先進医療、選定療養については、患				
	者から別途費用を徴収することが認められている。				
計画等にお	規制改革推進3か年計画 4	医療関係 ア 医療ミ	ノステム		
ける記載の	保険診療と保険外診療の在り	方			
状況	保険診療と保険外診療の併用(いわゆる混合診療)	は、特定療養費制度による場	合を除き	
	禁止されているが、患者ニーズ	の多様化や医療技術の	の急速な進歩により適切に対	応するた	
	め、保険診療の在り方について	、特定療養費制度のよ	こり積極的な活用を含め、検討	討する。	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の	D検討中		
	(実施(予定)時期:平成14	年 4 月)			

平成14年度診療報酬改定において、患者ニーズの多様化等へ対応する観点から、医療用具の治験、薬事 法承認後で保険収載前の医薬品の投与等について、特定療養費制度の拡大を行った。

担当局課室等名 保険局医療課

分 野 医療 意見・要認提出者 米国、日本商工会議所 国 国 医療機器・医薬品の価格算定改革 意見・要望等				▶ 净工	
意見・要望等 の内容 (1) 新規医療用具の迅速な審査と償還区分等を規定する透明な書面によるルール作りを進める。 (2) 外国価格調整などの革新的な製品の価値を下げる恣意的な価格算定方法とならないこと。 (3) 薬価算定ルールは革新的な製品を適正に評価し、市場の役割を認めたものとすること。 (4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が意味のある機会を与えられるようにすること。 関係法令 製度の概要 薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等における記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1) - (3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 提置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 (実施・予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他	分 野	医療	意見・要望提出者	米国、日本商工会議所	
の内容	項 目	医療機器・医薬品の価格算定改	革		
(2) 外国価格調整などの革新的な製品の価値を下げる恣意的な価格算定方法とならないこと。 (3) 薬価算定ルールは革新的な製品を適正に評価し、市場の役割を認めたものとすること。 (4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が意味のある機会を与えられるようにすること。 関係法令 なし 共管 なし 共管 なし 禁価 なし 禁価 ない 薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 規体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中	意見・要望等	(1) 新規医療用具の迅速な	審査と償還区分等を規	見定する透明な書面による	るルール作り
いこと。 (3) 薬価算定ルールは革新的な製品を適正に評価し、市場の役割を認めたものとすること。 (4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が意味のある機会を与えられるようにすること。 関係法令 なし 共管 なし 現管 なし 製度の概要 薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム 医薬品・医療機器の保険信置 状況 アルラス 大阪	の内容	を進める。			
(3) 薬価算定ルールは革新的な製品を適正に評価し、市場の役割を認めたものとすること。 (4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が意味のある機会を与えられるようにすること。 関係法令 なし 共管 なし 大管 なし 大管 なし 大管 なし 東価 ないて定められたルールに従い、薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム 医薬品・医療機器の保険償還 状況 アルドロ 指置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 損量困難 その他 措置済・措置予定 検討中 損量困難 その他 措置済・措置予定 検討中 損量困難 その他 措置済・措置予定 検討中 損量困難 その他 措置済・措置予定 検討中 損費の検討中		(2) 外国価格調整などの革	新的な製品の価値を ⁻	下げる恣意的な価格算定2	方法とならな
と。		いこと。			
(4) 価格改革を行っている政府機関や審議会に対して、米国の医療機器・医薬品業界が 意味のある機会を与えられるようにすること。 取価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、 薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等における記載の 医薬品・医療機器の保険償還 対況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済度 指置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月)		(3)薬価算定ルールは革新的	りな製品を適正に評価	し、市場の役割を認めた	ものとするこ
意味のある機会を与えられるようにすること。 関係法令 なし 共管 なし 制度の概要 薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、 薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置予定 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中		と。			
関係法令 なし 共管 なし 共管 なし 製版の概要 薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済を		(4) 価格改革を行っている正	枚府機関や審議会に対	して、米国の医療機器・	医薬品業界が
制度の概要 薬価、材料価格については、中央社会保険医療協議会において定められたルールに従い、 薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることと なっている。		意味のある機会を与えら	られるようにすること -	•	
薬価算定組織、保険医療材料専門組織における議論を経て、厚生労働大臣が定めることとなっている。 計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム	関係法令	なし	共管	なし	
計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 指置済・措置予定 検討中 持置困難 その他	制度の概要	薬価、材料価格については、中	央社会保険医療協議	会において定められたル [・]	ールに従い、
計画等にお 規制改革推進3か年計画 4 医療関係 ア 医療システム ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置予定 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他		薬価算定組織、保険医療材料専	門組織における議論	を経て、厚生労働大臣が	定めることと
ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済 検討中 措置方定 検討中 措置困難 その他 情置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 排置面難 その他 措置済・措置予定 検討中 排置可検討中		なっている。			
ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済 検討中 措置方定 検討中 措置困難 その他 情置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 排置面難 その他 措置済・措置予定 検討中 排置可検討中					
ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 対応の状況 (1)~(3)について 横計置予定 検討中 措置所(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 横計四本の検討中 具体的措置の検討中					
ける記載の 医薬品・医療機器の保険償還 状況 対応の状況 対応の状況 (1)~(3)について 横計置予定 検討中 措置所(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 横計四本の検討中 具体的措置の検討中					
状況 対応の状況 (1)~(3)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 損置するか否かを含めて検討中 其置予定 具体的措置の検討中 (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置済 損置するか否かを含めて検討中 損置予定 具体的措置の検討中	計画等にお	規制改革推進3か年計画 4	医療関係 ア 医療	ンステム	
対応の状況 (1)~(3)について	ける記載の	医薬品・医療機器の保険償還			
#置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済	状況				
措置済 措置するか否かを含めて検討中	対応の状況	(1)~(3)について			
措置予定 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 横討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		措置済・措置予定 <i>C</i>	検討中 C	措置困難	その他
(実施(予定)時期:平成14年4月) (4)について 措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		措置済	措置するかる	らかを含めて検討中	
(4)について 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		措置予定	具体的措置(の検討中	
措置済・措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		(実施(予定)時期:平成14	年4月)		
措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中		(4)について			
措置予定具体的措置の検討中		措置済・措置予定 <i>C</i>	検討中 C	措置困難	その他
		措置済	措置するかる	らかを含めて検討中	
(実施(予定)時期:		措置予定	具体的措置の	の検討中	
		(実施(予定)時期:)		

- (1)及び(2) 平成14年度の医療材料価格制度改定において、革新的な医療用具については適切に評 価することを基本とし、公平かつ合理的な価格算定ルールを導入した。
- (3) 平成14年度の薬価制度改定において、先発品の価格の適正化を図るためのルールを導入するとと もに、画期的新薬に係る加算率を引き上げるなどの薬価算定ルールの見直しを行った。
- (4) 平成14年度の薬価制度及び医療材料価格制度の改定に当たり、厚生労働省及び中央社会保険医療協 議会が実施した主な意見交換等は以下のとおり。
- ・ 平成13年9月 厚生労働省は米国企業を含む医療材料業界と意見交換
- ・ 平成13年9月 中央社会保険医療協議会は米国企業を含む医療材料業界から意見聴取
- ・ 平成13年10月 厚生労働省は米国企業を含む医薬品業界と意見交換
- ・ 平成13年11月 中央社会保険医療協議会は米国企業を含む医療材料業界及び医薬品業界から意見聴

担当局課室等名┃保険局医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	連合、関経連、日本商	工会議所
項目	「205円ルール」の廃止			
意見・要望等	医療行為の透明性を高めるため	に、「205円ルー」	レ」を廃止すべきである。	
の内容				
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	診療報酬明細書には調剤単位	数、薬剤料の総点数、	薬剤名、規格単位、投	与量、薬剤点
	数等を、調剤報酬明細書には調	剤数量、薬剤料、医	薬品名、規格、用量、単	位薬剤料等を
	記載することとされている。た	だし、一剤一日分の	薬価が二百五円以下の内	服薬等につい
	ては、診療報酬及び調剤報酬の	請求事務の負担を軽	咸する観点から、診療報	酬明細書にあ
	っては薬剤名、規格単位及び投	与量の記載を、調剤	報酬明細書にあっては医	薬品名、規格
	及び用量の記載を、省略するこ	とができる取扱い(ハわゆる「205円ルー	ル」) として
	เาる。			
計画等にお	なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中 である。	
	措置予定	具体的措置の)検討中	
	(実施時期:平成14年4月)			

保険医療機関等の医事会計の電子計算処理の進ちょく状況にかんがみ、診療報酬等の請求の一層の透明化 を図る観点から、205円ルールを廃止した。

担当局課室等名│保険局医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	経団連	
項 目	遠隔医療に関する診療報酬上の適正	な位置づけ		
	看護補助者の業務に関する民間委託	その容認		
	診療報酬改定の早期化			
意見・要望等	(1) 電気通信を介した遠隔地か	らの診療行為、管	理行為について診療報酬上の請求を認	
の内容	めること。			
	(2) 診療報酬の算定においては、	看護補助者が保	険医療機関に雇用されていることが要	
	件となっているが、この要	件を緩和すること	0	
	(3) 診療報酬改定時期を早期化	することによって	、事業者が早期にシステム変更に着手	
	できるようにすること			
関係法令	健康保険法第43条丿9第2項	共管	なし	
制度の概要	現行の診療報酬においては、			
	・ いわゆる遠隔医療について、電	話等による再診、	テレパソロジーによる病理組織迅速顕	
	微鏡検査等の評価が行われてい	る。		
	・ 派遣された看護補助者の数も看	護職員数に算定す	- ることができる	
	こととなっている。			
	また、診療報酬の改定については、	中央社会保険医療	寮協議会における議論を踏まえ、 2 年	
	に1回程度行われている。			
計画等にお	なし			
ける記載の				
状況				

対応の状況 (1) について 措置済・措置予定 検討中 その他 措置困難 措置するか否かを含めて検討中 措置済 措置予定 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:平成14年4月) (2)について 措置済·措置予定 検討中 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中 (実施時期:平成11年) (3)について 検討中 措置済·措置予定 措置困難 その他 措置済 措置するか否かを含めて検討中 措置予定 具体的措置の検討中 (実施(予定)時期:)

(説明)

(1)について

平成14年度診療報酬改定において、遠隔診療の評価の充実の観点から、離島等の医療機関による画像診 断(CT等)に係る加算を創設したところ。

(2)について

平成11年の労働者派遣法の改正により、法令に列挙された業務以外の業務に係る労働者を派遣すること ができることとなった。看護補助者に係る業務は前記法令に列挙されていないため、派遣された看護補助者 も看護職員数に算定することができることとなっている。

(3)について

診療報酬改定及び制度実施の時期については、早期告示に努力しているが、政府予算案の確定とともに診 療報酬全体の改定率が確定すること、診療報酬改定は中央社会保険医療協議会への諮問及びその答申を経て なされること等から、制約が存在するところ。

担当局課室等名┃保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	望提出者	連合	
項目	初診料における時間外・休日加	初診料における時間外・休日加算の基準の明確化			
意見・要望等	初診料における時間外・休日加	算の基準の明	月確化		
の内容					
関係法令	健康保険法		共管	なし	
制度の概要	保険医療機関が標示する診療	時間以外の	時間におし	 ハてや休日において、保険	き医療機関が
	初診を行った場合には、診療を	行う態勢を	準備しなⅠ	ければならないことを考慮	夏して加算制 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん
	度が設けられている。				
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	 措置済・措置予定 	検討中		措置困難	その他
	描置済 	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具1	本的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

時間外加算及び休日加算の基準については、平成12年3月17日付保険発第28号においては、時間外 や休日の定義などが明示されているところ。

(参考)

時間外加算について

- ・ 時間の標準は概ね午前8時前と午後6時以降(土曜日の場合は、午前8時前と正午以降)である。
- ・ 時間外とされる場合でも当該保険医療機関の診療が常態となっているときは時間外とはならない。等 休日加算について
- ・ 休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日等をいう。
- ・ 地域医療支援病院などの休日における救急医療のために診療を行っている医療機関が対象となる。等

担当局課室等名┛保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	望提出者	横手福祉治療針灸マン	ッサージ師会、
				個人	
項 目	鍼灸マッサージに係る健康保険	適用についる			
意見・要望等	療養費払いに係る同意書等の添	付、適応症の	の緩和、一	一般医療との併施、期間	間等の制限の撤
の内容	廃、受領委任払いの確立を図る	こと等			
関係法令	健康保険法第44条ノ2		共管	なし	
制度の概要	健康保険においては、疾病又	は負傷に対し	ノて、療 養	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「原則であるが、
	┃ 療養の給付等を行おうとしても	行い得ない	場合にはヨ	現金給付としての療養!	費支給の方法を
	認めている。				
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措	置するかる	Siかを含めて検討中	
	措置予定	具1	本的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

はり、きゅうによる施術については、その効果のメカニズムが明らかでない部分もあるが、鎮痛等の一定 の効果が認められる場合もある。したがって、健康保険法上の療養の給付には該当しないが、保険者は、保 険医療機関における療養の給付によっても適当な治療手段のないなど、被保険者に対して療養の給付をなす ことが困難な場合等に限り、医師の同意に基づき、はり、きゅうによる施術に対する療養費を支給すること ができる。具体的には、神経痛及びリウマチ等に限定しているところである。

はり、きゅうによる施術の対象疾患の範囲については、その効果等に係る研究を受けて適切に拡大を行っ てきているところであり、現時点で更に拡大する考えはない。

また、はり、きゅうによる施術については、対象疾患が慢性疾患であり、長期間実施されるものであるが、 医療保険の効率化の観点から、漫然とではなく有効かつ効率的に施術が実施されるよう、保険診療における 施術回数及び期間の制限を設けているところである。

健康保険法は、保険医療機関による療養の給付を原則としており、保険医療機関における療養の給付によ っても適当な治療手段のないなど、療養の給付をなすことが困難な場合等に限り、医師の同意に基づき、は り、きゅうによる施術等に対する療養費の支給を認めており、同意書等の添付は必須である。

担当局課室等名┛保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	望提出者	経団連	
項 目	柔道整復師に対する支払業務の	簡素化			
意見・要望等	支払い業務の簡素化を図るため	、柔道整復紀	師施術療 ā	養費支給申請書の様式を統−	-し、記載
の内容	項目を簡素化すること。受領委	任を推進する	ること。		
関係法令	健康保険法第44条ノ2		共管	なし	
制度の概要	健康保険における医療給付は現	物としての	寮養の給付	寸を原則としているが、保険	き者は、や
	むをえないと認めたときには現	金給付とし	て療養費	を支給することができること	ことなって
	いる。また、受領委任に係る協	定とは、療	養費の支給	給を被保険者にかわって施 徘	者が受け
	ることとする協定(契約)であ	る。			
計画等にお	なし				
ける記載の					
状況					
対応の状況					
	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具件	本的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

健康保険法第44条ノ2の規定による療養費の支給については保険者の判断によりなされることなって おり、受領委任による療養費の支払いについても、保険者や施術者等の当事者による協定(契約)により決 定されるものである。また、療養費の申請書の様式については、保険者が被保険者や施術者等との合意によ り決定するものであることから、特定の様式とするよう義務化することは困難である。

担当局課室等名┃保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	提出者	日本商工会議所、	東京商工会議所
項目	医薬分業の推進				
意見・要望等	安全な薬剤使用ができるよう	に、患者が特	定のかれ	かりつけの薬局で	複数の処方せんを勘
の内容	 案して最適な薬剤の提供を受け	る医薬分業体	制の確う	立が望ましく、薬剤	剤師実務研修の拡充
	┃ や顧客別薬歴データ管理の推進	など医薬分業	のための	の環境整備を重点的	的に進めるべきであ
	ప .				
関係法令	医師法第22条		共管	なし	
	薬剤師法第19条、第23条				
制度の概要	原則として、医師が患者に処	方せんを交付	し、患れ	者が自由に選択し <i>រ</i>	た薬局の薬剤師が患
	 者の持参した処方せんに基づい	た調剤を行う	こととさ	されている。	
計画等にお	規制改革推進3か年計画(平成	13年3月30	0 日閣議	決定)【 8イ	薬歴管理の電子化】
ける記載の	薬歴の電子媒体による管理に	ついて、基準	となる!	ノフト等を開発し、	その項目について
状況	一定の基準を示すこと等により	、事業者の効	率性の「	句上を図るととも	に、消費者にとって
	の安心感を与えるべく所要の措	置を講ずる。	(平成1	3年度:検討)	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置-	するか?	らかを含めて検討中	Þ
	措置予定	具体的	的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:)			

医薬分業については、

薬の専門家である薬局薬剤師が、医師の処方せんに基づき服薬指導を行うとともに、

かかりつけ薬局が患者の薬歴管理を通じて、複数の医療機関からの薬剤の重複投与や飲み合わせによる 副作用を防ぐ

などの保健衛生上の利点があることから、従来からその推進に努めているところであり、患者が利点を実感 できるかかりつけ薬局の普及等、今後もその推進に努めていく。

担当局課室等名 医薬局総務課

分 野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会、チェーン	ストア協
			会	
項 目	薬剤費削減のための制度改正(代替調剤の導入)		
意見・要望等	処方せんに医薬品が商品名で記	見載されている場合、薬	薬剤師が患者の合意と選択に	基づいて、
の内容	有効成分等が同じ医薬品を用い	\た調剤を認める仕組	み、いわゆる「代替調剤」を	導入すべ
	きである。			
関係法令	薬剤師法第23条2項	共管	なし	
制度の概要	薬剤師は、処方せんに記載さ	れた医薬品につき、	- その処方せんを交付した医師	i、歯科医
	師又は獣医師の同意を得た場合	↑を除くほか、これを3	変更してはならない。	
計画等にお	<u></u> 該当なし			
ける記載 σ.				
状況				
 対応の状況		 検討中	—————————————————————————————————————	その他
	措置済		否かを含めて検討中	
	描置	具体的措置(
	(実施(予定)時期:		N I TH VI	
/ +¥ pp \	(大) () 在 / 时期。)		
(説明)				

現行の医療制度において、処方せんが医薬品の一般名により記載されている場合については、当該一般名に該当する薬剤を選択することができることとなっている。

いわゆる代替調剤については、医療関係者の理解や環境整備が必要であり、今後とも検討していく。

担当局課室等名 医薬局総務課、保険局医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	処方箋の電子メール配信の規制	緩和		
意見・要望等	医師から交付された処方せん	をファックスだけて	でなく、電子メールによっ	っても配信を認
の内容	めるべき。			
			<u>_</u>	
関係法令	薬剤師法第23条	共管	なし	
制度の概要	薬剤師は、医師、歯科医師等	の処方せんによらな	ければ、販売又は授与 <i>0</i>	D目的で調剤し
	てはならないとされているが、	患者が寝たきり又は	は歩行困難である場合や遠	遠隔診療に基づ
	き薬剤が処方された場合等には	、患者からファクシ	v ミリで電送された処方 t	せんの写しに基
	づいて行う薬剤の調製等は、薬	剤師が患家を訪問し	√、処方せんを受領してp	内容を確認する
	ことにより、翻って当該処方せ	んによる薬局での調	剤とみなすこととしてい	る。
計画等にお	該当なし			
ける記載の				
状況				
対応の状況	措置済・措置予定 「	検討中 	措置困難	その他
	措置済		否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置	の検討中	
	(実施(予定)時期:)		

患者が寝たきり又は歩行困難である場合や遠隔診療に基づき薬剤が処方された場合等には、患者から電子 メールで電送された処方せんの写しに基づいて行う薬剤の調製等は、薬剤師が患家を訪問し、処方せんを受 領して内容を確認することにより、ファクスによる場合と同様、翻って当該処方せんによる薬局での調剤と みなされる。

担当局課室等名 医薬局総務課

分	野	医療	意見・要望	望提出者	社団法人関西経済連合会	
項	皿	治験を実施しうる医師等の職	員数の充実力	及び施設	整備(国立大学、国立病院)	
意見・要	望等	治験を円滑に実施するため職	員数の確保』	及び治験管		
の内容						
関係法	;	なし		共管	文部科学省	
制度のホ	既要	-				
計画等	にお	該当なし				
ける記	載の					
状況						
対応の料	犬況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
		措置済	措置	置するかる	雪かを含めて検討中	
		 措置予定	具体	本的措置の	の検討中	
		(実施(予定)時期:)			
(説明) 当該意見・概要は規制改革に関する意見・要望ではない。						

なお、国立病院・療養所では、平成11、12年度に続き、平成13年度においても治験業務の 総合調整役であるいわゆる治験コーディネーターとして薬剤師及び看護師を配置したところ。ま た、治験管理室については38カ所において整備済である。

担当局課室等名┃国立病院部政策医療課

分 野	医療	意見・要望提出者	日本商工会議所
項目	「生活習慣病予防」への国民的取り	組みの強化	
意見・要望等	国民に対する健康づくりへの普及	啓発を一層強化で	するとともに、計画についての国及び
の内容	地方自治体、職域・地域別の保険者	と医療機関による	ら相互連携と役割分担による着実な実
	施が求められる。		
	また、生活習慣病予防への主体的	りな取り組みをも [・]	っと高く評価する必要があり、予防検
	診等についても保険給付の対象とす	べきである。	
関係法令	健康保険法第43条丿9第2項	共管	なし
制度の概要	健康増進法を制定して国及び地方	公共団体はもとよ	り、国民自身、保険事業実施主体(学
	校、保険者、事業者等)、民間団体	な等多様な主体に。	より健康づくり対策を総合的かつ計画
	的に推進していこうとしている。こ	このような中で「[医療制度改革大綱」(平成13年11
	月29日政府・与党社会保障改革協	協議会)において=	も医療制度改革の一環として、健康づ
	くりや疾病予防のための法的基盤の)整備を指摘された	こところである。 -
	また、健康保険制度における療養	を の給付の対象は、	診療行為等に限られている。
計画等にお	なし		
ける記載の			
状況			
対応の状況	(一部)措置済・措置予定	検討中	(一部)措置困難 その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	D検討中
	実施(予定)時期(平成15年度)		

国民に対する健康づくりへの普及啓発の一層の強化という点については、「医療制度改革大綱」(平成13年11月29日政府・与党社会保障改革協議会)において医療制度改革の一環として、健康づくりや疾病予防のための法的基盤の整備を指摘されたことを受け、健康増進法を制定して国及び地方公共団体はもとより、国民自身、保険事業実施主体(学校、保険者、事業者等)、民間団体等多様な主体により健康づくり対策を総合的かつ計画的に推進していこうとしているところである。

また、予防検診等を保険給付の対象とすべきであるという点については、生活習慣病に係る予防検診の重要性を認識しているものの、国庫補助のさらなる充実ならばともかく、健康保険制度における療養の給付の対象は、疾病や負傷に対する診療行為などに限られていることから、予防検診を診療報酬上評価することは困難である。

担当局課室等名 ┃健康局生活習慣病対策室 保険局医療課

分 野	医療	意見・要望	提出者	個人	
項目	予防接種の充実				
意見・要望等	予防接種(インフルエンザなど)の充実			
の内容					
関係法令	予防接種法		共管		
制度の概要	- 伝染のおそれがある疾病の発	生及びまん延	₤を予防 つ	するために、予防接種	を行い、公衆衛
	生の向上及び増進に寄与すると	ともに、予防	接種によ	よる健康被害の迅速な	救済を図る。
計画等にお	平成13年11月7日に予防	接種法改正を	行い措置	置済	
ける記載の					
状況					
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他
	措置済	措置	するかる	STかを含めて検討中	
	措置予定	具体	医的措置 (の検討中	
	(実施時期:平成13年11月	7日)			

平成6年改正法附則により、法律の施行後5年を目途として、疾病の流行状況、予防接種の接種率の状況、 予防接種による健康被害の発生の状況及び法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、予防接種法 及び結核予防法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっていた。

そこで、公衆衛生審議会感染症部会において検討を加えた結果、平成10年冬季にインフルエンザにより 肺炎等の合併症により1,330人が死亡し、そのうち1,137人が65歳以上の高齢者であり、インフ ルエンザの予防接種が高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されたことから、高齢者 を対象としてインフルエンザの予防接種を促進するために、予防接種法の対象疾病にインフルエンザを追加 したところである。

接種体制については個別接種とされており、市町村においても広報等を通じ、接種対象者、接種時期、接種実施医療機関等を周知し、啓発普及を実施するなどして、接種機会を多く確保できるように努めているところである。

担当局課室等名 健

健康局結核感染症課

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	健康保険の届出事務について、	本社での一括適用を記	忍める	
意見・要望等	健康保険の届出事務について、	本社での一括適用を記	忍めるべきである。	
の内容				
関係法令	健康保険法第13条等	共管	なし	
制度の概要	健康保険・厚生年金保険は適用	事業所に使用される	者を対象とし、これへの加	入脱退の手
	続、保険給付の手続、保険料の	納入などは、適用事業	美所単位で行われる。	
計画等にお	規制改革3か年計画 4医療関	係 ア医療システム	15 健康保険の届出事務	
ける記載の	健康保険の届出事務について	、本社での一括適用を	を認める。	
状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するかる	らかを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の	D検討中	
	(実施(予定)時期:平成14	年10月施行予定)		

今回の健康保険法等の一部を改正する法律案においては、同一事業主の事業所については、厚生労働大臣 の承認を受けて一括適用をすることができることとしている。

担当局課室等名 保険局保険課

分 野	医療	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本チェーンスト
			ア協会
項目	社会保険における各種届出の電	子媒体化	
意見・要望等	健康保険・厚生年金保険に関	する事業主からの各	種届出書について、電子媒体による届
の内容	出を認めること。		
関係法令	健康保健法施行規則第3条等	共管	なし
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の適	用事業所の事業主は	、被保険者の資格の取得及び得喪、被
	保険者の報酬月額に関する事項	、被保険者の氏名等の	D変更等につき、保険者に届出を行う。
	(健康保険法施行規則第3条、	厚生年金保険法施行規	現則第15条等)
計画等にお	規制緩和推進3か年計画 3	情報・通信関係 (6)	社会・行政の情報化
ける記載の	事業主から健康保険組合への	磁気媒体による届出る	を認める方向で検討し、結論を得る。
状況	規制改革推進3か年計画 5	福祉等関係 工 年 3	金
	厚生年金保険被保険者資格取	得届、資格喪失届等	の磁気媒体による届出について、一般
	事業所でも行えるよう所要の措	置を講ずる。	
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するかる	雪かを含めて検討中
	措置予定	具体的措置の	の検討中
	(実施(予定)時期:平成14	年 6 月(施行予定))

平成14年3月26日に公布された「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第32号)」により、事業主から保険者に提出する適用関係書類について、磁気媒体により行うことを可能とした。(平成14年6月1日から施行。)

担当局課室等名 保険局保険課 社会保険庁年金保険課

			1					
分 野	医療	意見・要望扱	是出者	経済団体連合会				
項目	雇用保険と厚生年金・健康保険の資格取得・喪失の届出手続の一元化							
意見・要望等	・ 雇用保険と社会保険の資格取得・喪失手続を一元化し、公共職業安定所あるいは社会保							
の内容	険事務所のいずれかの窓口で両方の手続を完了できるようにすべき。							
	・ 資格取得・喪失手続書類を一元化すべき。							
関係法令	健康保険法第8条、健康保険	法施行規則	共管	なし				
	第 10 条 丿 2 ・第 10 条 丿 3							
	厚生年金保険法第 27 条、厚	生年金保険						
	法施行規則第 15 条・第 22 条							
	雇用保険法第7条、雇用保険	法施行規則						
	第6条・第7条							
制度の概要	健康保険・厚生年金保険の資格取得・喪失届は、社会保険事務所に提出							
	雇用保険の資格取得・喪失届は、公共職業安定所に提出							
計画等にお	該当なし							
ける記載の								
状況								
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他			
	措置済	措置するか否かを含めて検討中						
	措置予定	具体的措置の検討中						
	(実施(予定)時期:)						

社会保険料及び労働保険料の徴収事務について、事業主の負担軽減と事務運営の効率化を図る観点から、 雇用保険と社会保険の資格取得などの手続を、できる限りインターネットによる両制度の共通の窓口である 厚生労働省受付システムを通じての一元的な受付ができるよう準備を進めているところ。

担当局課室等名┃職業安定局雇用保険課、社会保険庁運営部企画課

分 野	医療	意見・要望提出者		日本経済団体連合会、関	西経済連合			
				会				
項 目	標準報酬月額の随時改定見直し(随時改定の廃止)							
意見・要望等	健康保険、厚生年金における標準報酬月額の改定について、随時改定を廃止し、定時決定							
の内容	に一本化する。							
関係法令	健康保険法第3条第4項		共管	なし				
	厚生年金保険法第23条							
制度の概要	健康保険、厚生年金の被保険者の標準報酬については、原則として被保険者が毎年8月							
	1日において、現に使用される	事業所におり	ハて、 5、	6 、 7 月の 3 か月に受け	けた報酬の総			
	額をその期間の月数で除して得	た額を報酬	月額とし [.]	て標準報酬を決定し(定時	持決定)、そ			
	れをその年の10月から翌年9	月までの 1 st	年間適用-	することとしているが、縦	≚続した3ヶ			
	月間に被保険者の報酬に著しい変動が生じた場合には、その3ヵ月の報酬を基礎に標準報							
	酬を改定し(随時改定)、報酬の変動の生じた翌月から適用することとなっている。							
計画等にお	なし							
ける記載の								
状況								
対応の状況	措置済・措置予定	検討中		措置困難	その他			
	措置済	措置するか否かを含めて検討中						
	措置予定	具体的措置の検討中						
	(実施(予定)時期:)						

応能負担を採っている健康保険、厚生年金制度における保険料は、本来的には被保険者の実報酬を基礎に保険料を算定すべきものであるが、多数の被保険者を対象とし、大量の事務を処理する上で正確迅速を期する観点から、標準報酬制を採用しているものである。随時改定制度は、標準報酬に大きな変動があった場合に、被保険者の標準報酬を実態に近づけるためのものであり、これを廃止することは、制度の趣旨に反し、困難である。

担当局課室等名 保険局保険課 年金局年金課